

平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」

「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
37	<p>Ⅲ. 公共調達に関する全体的結果及び意見</p> <p>5. 備品購入費について</p> <ul style="list-style-type: none"> 随意契約における見積書徴取の意義の再確認について <p>奈良市契約規則（平成25年度当時）によれば、随意契約による場合であっても2者以上の者から見積書を徴取することを原則とし、1件の予定価格が3万円以上20万円未満の契約であっても、1者からは見積書を徴取しなければならない（奈良市契約規則第18条の2）。これは比較的小額な随意契約による場合であっても、価格の有利性を考慮すべき趣旨と解される。</p> <p>この観点からすれば、学校園において上記のように納品と同時に見積書を入手していることが半ば慣行となっている状況は、購入前において見積りに対する実質的な査定が行われていないことを反映したものと推測される。規則を形式的に守るための手続きに終始しており、見積書を入手する本来の目的が達成されていない。</p> <p>随意契約による場合の見積書を、相手方からの契約の申込みを表する書面に過ぎないものと解するのではなく、価格の有利性を確保するための査定対象として、事前に入手のうえで予定価格と比較対照して実効的な価格査定を実施されたい。</p>	教育総務課 (会計課)	措置済	<p>各学校に対し、予算の執行に際し経済比較のもと十分な価格査定を行い、限られた予算を効率よく執行するとともに、客観性と透明性を図るよう平成27年度学校予算執行に係る予算説明会で指示をしました。また、平成27年度から指示事項の検証を把握する上で、各学校から備品購入計画書の提出を求め、同等品や同種分野の品目を一括して購入するなど、まとめて購入できるものは契約課に依頼し見積合せや入札を行っています。さらに、教育機関が購入できる5万円以上20万円未満の物品の購入についても、高額となる場合は、購入価格の問合せや見積書を業者に提出させる等、価格査定を行い購入をしています。</p>	令和4年3月31日現在
149	<p>Ⅳ. 公共調達に関する個別結果及び意見</p> <p>13. 教育委員会</p> <p>(1) 教育総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕様書における業務の特殊性の記載について（施設業務委託） <p>市内には公立の小学校が14校、中学校が7校、幼稚園が16園存在しており、これらの施設の管理業務を奈良県ビルメンテナンス協同組合と随意契約により委託している。ただし、各施設における実際の管理業務は、同協同組合に加入している加入企業が実施している。随意契約の理由については「用務員の業務内容が専門的かつ経験を要し、同じ用務員を長期に配置することで学校園の実情を把握できる」とされ、学校用務員としての業務特性への適格性を主眼としている。</p> <p>しかし、仕様書は施設そのものの管理や清掃業務を中心とした記載となっており、「用務員を変更すると教育現場に混乱が生じる」業務である理由が明確となっていない。用務員の業務場所は教育現場そのものであるため、学生、保護者への親しみや安心感も考慮しなければならないということは理解できるが、学校用務員としての業務特殊への適格性を主眼とするならば、当該特殊性を盛り込んだ仕様書を作成すべきである。また、「同じ用務員を長期間配置する」という点を勘案し、現状長期に渡り同一の者と随意契約を締結しているが、業務内容としては当該業務を実施し得る唯一の者とは考えにくい。何らかの競争性の導入も検討すべきである。</p> <p>契約の透明性及び公平性を確保する観点から、競争入札を実施したうえで複数年契約を締結するなど検討されたい。</p>	教育施設課	措置しない (措置対象の 不存在)	<p>学校用務員については、平成28年度より一部の学校においてシルバー人材センターによる派遣業務にて業務を行っています。当団体は「高齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十七条第二項」に規定する団体であり、高齢者等の雇用の安定に資する観点から、「地方自治法施行令第百七条の二第一項第三号」の規定により随意契約を締結しています。</p> <p>意見内容については従前の契約方法におけるものであり、現状は措置の対象となる契約方法を選択していないため措置対象の不存在とするものです。</p>	令和7年4月1日現在

平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」

「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
151	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見 13. 教育委員会 (2) 生涯学習課</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者からの事業報告について（奈良市公民館（24施設）の管理） 公民館は市民の自主的な学習の場及び生涯学習支援者の研修・育成の場としての役割を担う社会教育施設である。このため、生涯学習財団が公民館で実施している各種講座や事業等に関して、生涯学習課が業務のモニタリングを行うことは非常に重要である。 生涯学習課では、生涯学習財団から月毎に講座の実施内容と参加のべ人数、年度毎に参加のべ人数の集計結果の報告を受けているが、報告されている参加のべ人数及び集計結果の正確性については検証されていないため、報告内容の正確性について検証を行う必要がある。同時に、参加のべ人数及び集計結果だけでは講座の成果を図られるものではないため、適確な評価を行うための基準として講座内容についても実施目標や実施計画等を整備される必要がある。 公民館で実施される各種講座や事業等に関する適切なモニタリングの一環として、生涯学習財団から受領する報告内容に関して抜取で独自検査を行うなど十分検証した上で、指定管理制度の成果を判断する必要がある。 	地域教育課	措置済	<p>指定管理者から講座の年間計画と講座開催報告を提出させています。また、公民館で実施される各種講座の分類ごとに参加人数を集計する等、講座のニーズなどを確認しています。</p>	令和4年3月31日現在
151	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見 13. 教育委員会 (2) 生涯学習課</p> <ul style="list-style-type: none"> 講座参加者からのアンケート実施について（奈良市公民館（24施設）の管理） 生涯学習課では、業務評価に関して生涯学習財団からの報告のみを情報として判断を行っているため、評価が公平性を欠いた一面的なものになる可能性が懸念される。公民館で実施される講座は市民のために実施されているものであるから、業務の評価には実際に講座を受講した市民の感想が最も重要視されるべきである。 公民館で実施される各種講座や事業等に関する適切な評価を行うため、生涯学習課が実際に講座を受講した市民にアンケート等を独自に実施し、市民の生の声を聴取し検討した上で、指定管理制度の成果を判断する必要があると考える。 	地域教育課	措置済	<p>学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験者で構成される公民館運営審議会での調査審議を通して、公民館における各種事業の企画実施について検討及び評価を行っています。</p>	令和4年3月31日現在